

○旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年3月30日規則第9号

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年旭川市規則第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、[旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例\(平成5年旭川市条例第12号。以下「条例」という。\)](#)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の容器及び排出基準)

第2条 一般廃棄物を排出する者は、その廃棄物を雨、雪又は昆虫類の進入等のおそれがなく、かつ、市が行う処理作業に支障を及ぼさない構造の袋等の容器に收容しなければならない。ただし、市長が別に定めるものにあつては、この限りでない。

2 事業系一般廃棄物を排出する者は、集積場所、保管場所等の清潔を保持しなければならない。

3 家庭廃棄物を排出する者は、その廃棄物を市が容易に収集できるように当該土地又は建物の周囲の除雪を行う等協力するとともに、市長が定める収集日及び収集場所以外には廃棄物を置いてはならない。

(排出禁止物)

第3条 [条例第9条](#)の規定により排出してはならない廃棄物とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 感染性のあるもの
- (2) 有害性のあるもの(廃乾電池及び体温計は除く。)
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理業務を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるもの(多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者)

第4条 [条例第11条第1項](#)に規定する多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 事業系一般廃棄物を排出する月の事業系一般廃棄物を排出する量の平均が1月当たり3トン以上である者
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の占有者であつて、当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- (3) その他市長が必要と認める者(多量の家庭廃棄物)

第4条の2 [条例第11条第2項](#)に規定する多量の家庭廃棄物とは、引越し等一時に排出されることにより収集及び運搬に支障がある量のもの(し尿を除く。)をいう。

(粗大ごみの範囲及び区分)

第4条の3 [条例別表第1](#)ごみ処理手数料の項第2項の規則で定める粗大ごみは、[条例第9条](#)の規定により排出することができない廃棄物以外の耐久消費財等(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び市長が別に定めるものを除く。)の廃棄物であつて、その最大の辺又は径が50センチメートル以上250センチメートル未満であり、かつ、重量が100キログラム未満であるものとする。

2 [条例別表第1](#)ごみ処理手数料の項第2項の規則で定める区分は、[別表](#)に定めるとおりとする。

3 [条例別表第1](#)ごみ処理手数料の項第3項の規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみは、特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物であつて、当該廃棄物を排出する者があらかじめ当該廃棄物の再商品化等に係る料金を製造業者等に支払っているものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第5条 [条例第16条第1項](#)及び[第2項](#)の申請書は、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可(許可更新)申請書([様式第1号](#))とする。

2 [条例第16条第3項](#)の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条

第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

- (2) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
- (3) 事業計画書
- (4) 当該業務に従事する従業員の名簿
- (5) 当該業務の用に供する施設及び設備器材等に関する書類
- (6) 当該業務の用に供する施設の付近の見取図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可の申請)

第5条の2 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業事業範囲変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に定める書類を添付しなければならない。

(許可証の交付等)

第6条 市長は、前2条の申請に対して許可を与えたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証(様式第3号)を交付するものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 許可証を亡失し、又は破損したときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出して許可証の再交付を受けることができる。

(一般廃棄物収集運搬業等に係る変更等の届出等)

第7条 前条第1項の許可証を交付された者(以下「許可業者」という。)は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請事項変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)

第2条の6第1項に定める事項

(3) 前2号に掲げるもののほか第5条第1項の申請書の記載事項及び添付した書類

2 前項の変更届には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

3 許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止又は休止したときは、廃止又は休止の日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業・処分業事業廃止(休止)届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の廃止(休止)届には、廃止又は休止に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

5 許可業者は、変更又は事業の一部の廃止の届出をしたことを原因として許可証の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証書換え交付申請書(様式第9号の2)を市長に提出することにより、その書換え交付を受けることができる。

6 省令第2条の7及び第2条の8第2項の届出書は、一般廃棄物収集運搬業・処分業欠格要件該当届(様式第10号)とする。

(許可業者の遵守事項)

第8条 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準を遵守しなければならない。

2 許可業者は、市長が別に定める業務上の事項について、市長に報告しなければならない。

(許可の取消し又は事業の停止)

第9条 許可業者が前条の規定に違反したときは、市長は、その許可の取消し又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

(一般廃棄物再生利用業の指定の申請)

第10条 省令第2条第2号及び第2条の3第2号の規定により一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生利用業指定申請書(様式第10号の2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)

(3) 当該業務の用に供する施設の付近の見取図

(4) 申請者が前号の施設の所有権を有しない場合には、賃貸借契約書その他の当該施設を使用する権原を有することを証する書類

- (5) 取引関係を記載した書類
- (6) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- (7) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (8) 再生活用を行う者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- (9) 申請者が再生輸送を行う場合には、再生活用を行う者との委託関係を記載した書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(一般廃棄物再生利用業の指定証の交付等)

第10条の2 市長は、前条の申請に対して指定をすべきものと決定したときは、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第10号の3。以下この条及び次条において「指定証」という。)を交付するものとする。

- 2 指定証の有効期間は、2年とする。
- 3 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 指定証を亡失し、又は破損したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書(様式第10号の4)を市長に提出して指定証の再交付を受けることができる。

(一般廃棄物再生利用業に係る変更の申請等)

第10条の3 指定証を交付された者(以下「一般廃棄物再生利用業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物再生利用業変更指定申請書(様式第10号の5)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- 2 前項の申請書には、第10条第2項各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 前条第1項の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更について準用する。
- 4 一般廃棄物再生利用業者は、第10条の2の申請書の記載事項及び添付した書類に変更があったとき(第1項に規定する場合を除く。)は、変更の日から10日以内に一般廃棄物再生利用業指定申請事項変更届(様式第10号の6)を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の変更届には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
- 6 一般廃棄物再生利用業者は、その事業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、10日以内に一般廃棄物再生利用業廃止(休止)届(様式第10号の7)を市長に提出しなければならない。
- 7 前項の廃止(休止)届には、廃止又は休止に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
- 8 一般廃棄物再生利用業者は、変更又は事業の一部の廃止の届出をしたことを原因として指定証の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物再生利用業指定証書換え交付申請書(様式第10号の8)を市長に提出することにより、その書換え交付を受けることができる。

(準用)

第10条の4 第8条及び第9条の規定は、一般廃棄物再生利用業者について準用する。

(家庭廃棄物の排出方法)

第10条の5 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する者は、指定ごみ袋(様式第10号の9)に収容して排出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の指定ごみ袋により排出することが適当でない認められる場合は、その最大の辺又は径が50センチメートル未満で容積がおおむね40リットル以下となる大きさ(市長が別に定める家庭廃棄物にあつては、市長が別に定める大きさ)を1単位とする単位ごとに梱包等の措置をし、ごみ処理手数料シール(様式第10号の10)を貼付して排出することができる。

- 3 家庭廃棄物のうち粗大ごみを排出する者は、粗大ごみ処理手数料シール(様式第10号の11)を貼付して排出しなければならない。

(ごみ処理手数料の徴収の方法)

第10条の6 ごみ処理手数料の徴収は、指定ごみ袋、ごみ処理手数料シール及び粗大ごみ処理手数料シールにより行うものとする。

(手数料の後納)

第11条 条例第12条第2項の規定により手数料の後納の許可を受けようとする者は、し尿処理手数料後納許可申請書(様式第11号)又はごみ埋立・焼却処分手数料後納許可申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項のごみ埋立・焼却処分手数料後納許可申請書には、搬入車両の車検証の写しを添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により許可を与えたときは、し尿処理手数料後納許可証(様式第13号)又はごみ

埋立・焼却処分手数料後納許可証(様式第14号)を交付するものとする。

- 4 ごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証を交付された者は、当該ごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証の記載事項に変更を生じたときは、ごみ埋立・焼却処分手数料後納変更許可申請書(様式第14号の2)を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の申請書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
- 6 市長は、第4項の申請書の提出があった場合において、許可を与えた時は、ごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証を書き換えて交付するものとする。

(後納許可の取消し)

第11条の2 前条第4項に規定する者が、納期限までに手数料を納付しないとき、又は第8条の規定に違反したときは、前条第3項の許可を取り消すことがある。

(手数料の減免)

第12条 条例第13条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、し尿処理手数料・ごみ埋立処分手数料減免申請書(様式第15号)又はごみ処理手数料減免申請書(様式第15号の2)を市長に提出しなければならない。ただし、し尿処理手数料の減免を受けようとする者で生活扶助を受けているものは、この限りでない。

- 2 前項の申請書を提出する場合においては、り災証明書、見取図その他市長が必要と認める書類を当該申請書に添付し、又は保護手帳その他減免を受けようとする理由を証する書類を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により許可を与えたときは、し尿処理手数料減免許可証(様式第16号)、ごみ埋立処分手数料減免許可証(様式第17号)、粗大ごみ処理手数料減免許可証(様式第17号の2)又は指定ごみ袋を交付するものとする。

(審議会委員の委嘱)

第13条 条例第18条に規定する旭川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 事業者団体の代表者
- (4) 資源回収・処理業団体の代表者

(審議会の会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 会長は、審議会の会議を召集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第16条 審議会の庶務は、環境部廃棄物政策課において処理する。

(清掃指導員の設置)

第17条 市長は、条例第17条の3第1項の立入検査並びに廃棄物の処理及び清掃に関する指導の職務を行わせるため、市職員のうちから清掃指導員を任命する。

- 2 前項の清掃指導員の身分を示す証明書は、清掃指導員証(様式第18号)とする。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に一般廃棄物処理業の許可を受けている者に交付されている一般廃棄物処理業許可書又は浄化槽清掃業の許可を受けている者に交付されている浄化槽清掃業許可書は、それぞれ改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業・処分業許可書又は浄化槽清掃業許可書とみなす。

附 則(平成7年4月10日規則第26号)

この規則は、平成7年4月15日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月21日規則第67号抄)

1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第79号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第39号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月12日規則第73号)

この規則は、平成13年11月19日から施行する。

附 則(平成14年3月27日規則第14号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第12号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月6日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月6日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成19年6月19日規則第38号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(第2条第1項、第4条の3及び第10条の5第3項の規定並びに様式第10号の11及び様式第17号の2を除く。)は、平成19年8月1日以後の処理に係るものについて適用する。

3 この規則による改正前の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第10号の9の粗大ごみ処理手数料シールは、この規則の施行の日以後においても、改正後の規則様式第10号の11の粗大ごみ処理手数料シールとみなして使用することができる。

附 則(平成20年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月28日規則第44号)

1 この規則は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(様式第10号の10及び様式第10号の11(2)を除く。)は、施行日以後の申込みに係るも

のについて適用し、施行日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

- 3 様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の規定に基づいて作成されているごみ処理手数料シール及び粗大ごみ処理手数料シールは、改正後の規則様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則様式第10号の11(1)の規定に基づいて作成されている粗大ごみ処理手数料シールは、改正後の規則様式第10号の11(1)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則様式第15号の2及び様式第17号の2の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則様式第15号の2及び様式第17号の2の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成30年3月22日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和元年12月12日規則第43号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表(第4条の3関係)

区分	額
(1) その品目の平均的な重量がおおむね10キログラム未満であるものとして市長が別に定めるもの	300円
(2) その品目の平均的な重量がおおむね10キログラム以上であるものとして市長が別に定めるもの	650円
(3) 前2号に掲げるもの以外のものであって、その最大の辺又は径が1メートル未満であるもの	300円
(4) 前3号に掲げるもの以外のもの	650円

様式第1号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可（許可更新）申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可（許可更新）を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第2項第6項・第7項の規定により、次のとおり申請します。

事務所又は事業場の所在地	
取り扱う一般廃棄物の種類	
設備器材の名称及び数量	
従 業 員 数	
作 業 計 画	
一 般 廃 棄 物 の 処 分 先	

様式第2号

一般廃棄物収集運搬業・処分業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
事務所又は事業場の所在地			
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			

様式第3号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

旭川市長

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日 年 月 日

許可の有効期限 年 月 日

1 事業の範囲

2 許可の条件

3 許可の更新・変更の状況

様式第4号

削除

様式第5号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証の再交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
再交付申請の理由	亡 失・破 損
	具体的理由

様式第6号
削除
様式第7号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請事項変更届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で許可を受けた一般廃棄物 収集運搬業・
処 分 業 について、許可申請書の 記載事項・添付書類 に変更があつたので、旭
川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとお
り届け出ます。

変 更 事 項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		

様式第8号
削除
様式第9号

一般廃棄物収集運搬業・処分業事業廃止（休止）届

年 月 日

（宛先）旭川市長

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で許可を受けた一般廃棄物 収集運搬業・処分業 について、事業を廃止（休止）したので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止（休止）する事業	
廃止年月日 又は休止期間	
廃止（休止）の理由	

様式第9号の2

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証の書換え交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第5項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号	第 号
書 換 え 交 付 申 請 理 由				
		変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
	事業の範囲に関する事項			

様式第10号

一般廃棄物収集運搬業・処分業欠格要件該当届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項・第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該当する欠格要件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号 ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・リ・ヌ・ル
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

(注) 1 該当する欠格要件の欄、欠格要件に該当するに至った具体的事由の欄及び欠格要件に該当するに至った年月日の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項の規定により届け出る場合に記載してください

2 該当する欠格要件の欄は、該当する記号を○で囲んでください。

様式第10号の2

一般廃棄物再生利用業指定申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第2条第2号・第2条の3第2号）に規定する一般廃棄物の再生利用業の指定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用・再生輸送の別	
	取り扱う一般廃棄物の種類	
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
	再生利用の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の住所及び氏名	
	再生活用を行う者の住所及び氏名	
	再生輸送を行う者の住所及び氏名	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	

(注) 再生活用・再生輸送の別の欄には、再生利用のために一般廃棄物の処分を行う者は「再生活用」と、再生利用のために一般廃棄物の収集運搬を行う者は「再生輸送」と記入してください。

様式第10号の3

一般廃棄物再生利用業指定証

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物再生利用業については、これを指定します。

1 事業の範囲

- (1) 再生活用及び再生輸送の別
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類

2 指定期間 年 月 日から
 年 月 日まで

3 再生利用の方法

4 取引関係

様式第10号の4

一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物再生利用業指定証の再交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の2第4項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	亡 失・破 損
	具体的理由

様式第10号の5

一般廃棄物再生利用業変更指定申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物再生利用業に係る事業の範囲を変更したいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定年月日	年 月 日		指定番号	第 号
変更の 内 容	再生活用・ 再生輸送の別	変 更 前		
		変 更 後		
	取 り 扱 う 一 般 廃 棄 物 の 種 類	変 更 前		
		変 更 後		
変 更 の 理 由				
変 更 に 係 る 再 生 利 用 の 方 法				
変 更 に 係 る 取 引 関 係				

(注) 再生活用・再生輸送の別の欄には、再生利用のために一般廃棄物の処分を行う者は「再生利用」と、再生利用のために一般廃棄物の収集運搬を行う者は「再生輸送」と記入してください。

様式第10号の6

一般廃棄物再生利用業指定申請事項変更届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で指定を受けた一般廃棄物再生利用業に係る次の事項について変更したいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の3第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		

様式第10号の7

一般廃棄物再生利用業廃止（休止）届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる〕
〔事務所の所在地並びに〕
〔名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で指定を受けた一般廃棄物再生利用業について、事業を廃止（休止）したので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の3第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日	年 月 日	指定番号	第 号
廃 止（休止）し た 事 業			
廃 止（休止）し た 年 月 日			
廃 止（休止）し た 理 由			

様式第10号の8

一般廃棄物再生利用業指定証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

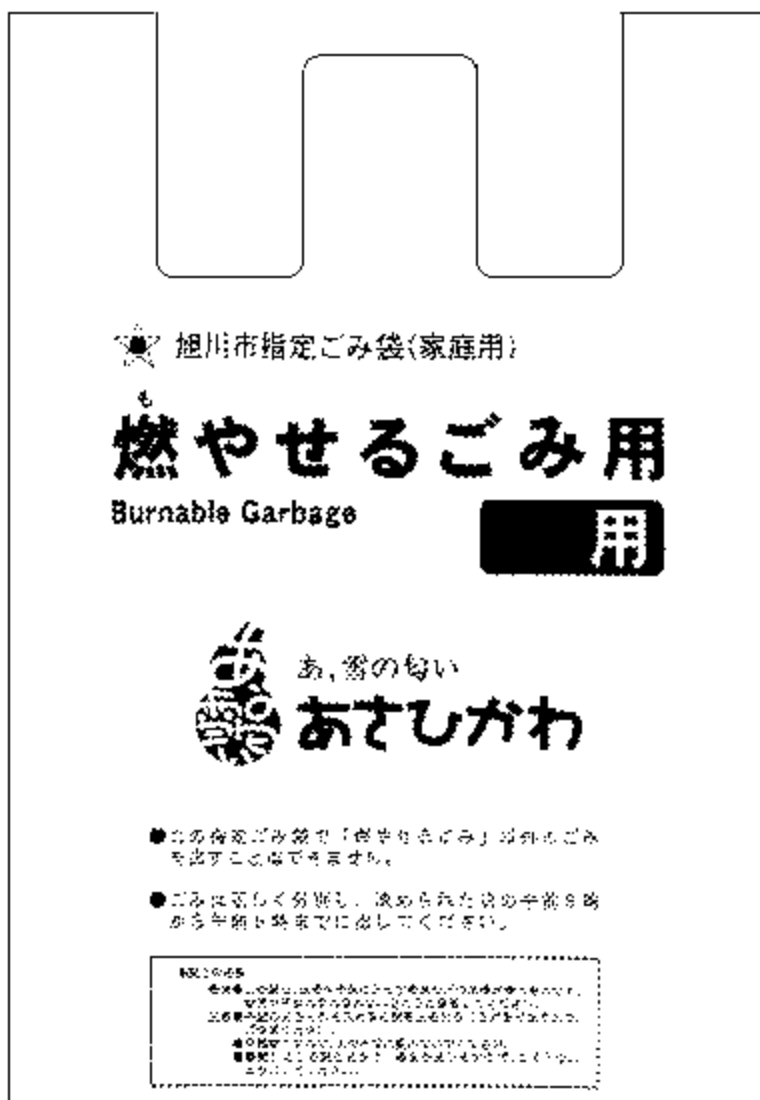
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物再生利用業指定証の書換え交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の3第8項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日		年 月 日	指定番号	第 号
書換え交付申請理由				
		変 更 前	変 更 後	
変 更	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
事 業 の 範 囲	事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別		
		取り扱う一般廃棄物の種類		
	再生利用の方法			
	取引関係			

様式第10号の9

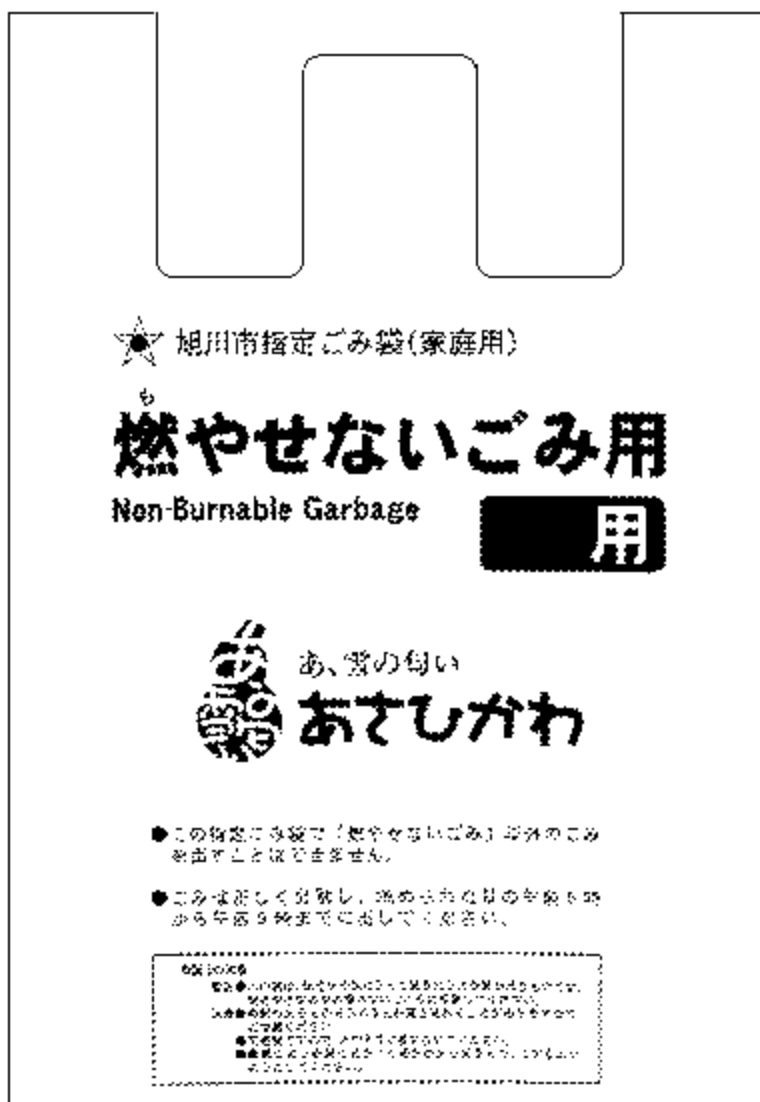
(1) 燃やせるごみ用



寸法	5リットル用	縦	440ミリメートル	横	320ミリメートル
	10リットル用	縦	510ミリメートル	横	410ミリメートル
	20リットル用	縦	640ミリメートル	横	530ミリメートル
	30リットル用	縦	770ミリメートル	横	560ミリメートル
	40リットル用	縦	820ミリメートル	横	650ミリメートル

注 袋の色は、黄色半透明とする。

(2) 燃やせないごみ用

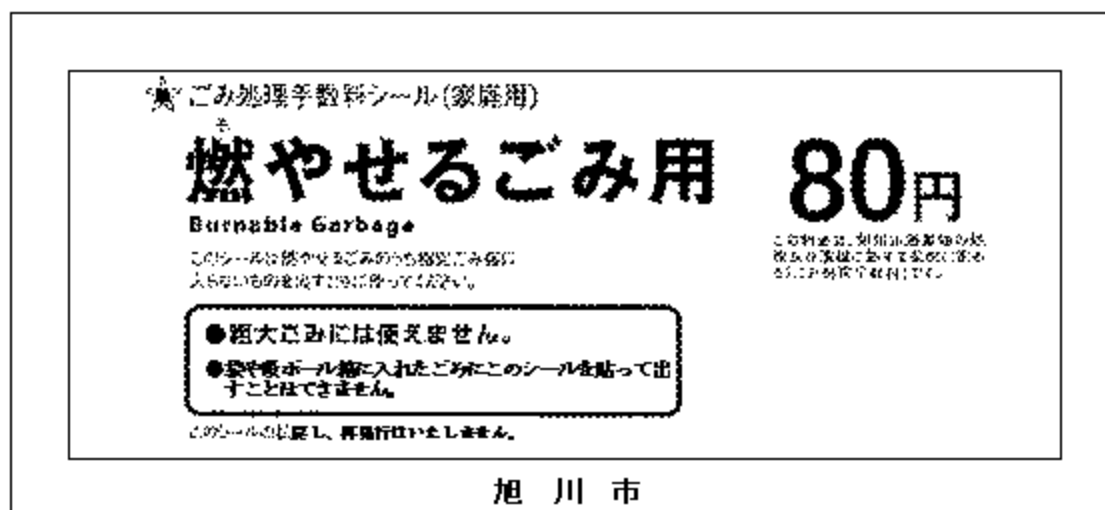


寸法	5リットル用	縦	440ミリメートル	横	320ミリメートル
	10リットル用	縦	510ミリメートル	横	410ミリメートル
	20リットル用	縦	640ミリメートル	横	530ミリメートル
	30リットル用	縦	770ミリメートル	横	560ミリメートル
	40リットル用	縦	820ミリメートル	横	650ミリメートル

注 袋の色は、緑色半透明とする。

様式第10号の10

(1) 燃やせるごみ用



★ごみ処理手数料シール(家庭用)

燃やせるごみ用 **80円**

Burnable Garbage

このシールは燃やせるごみのみから指定ごみ袋に入らないものを廃棄する際に貼ってください。

●粗大ごみには使えません。
●袋や紙ボール紙に入れたごみにこのシールを貼って出すことはできません。

このシールを貼脱し、再発行はいたしません。

旭川市

この料金は、旭川市ごみ処理の経費を確保するために必要なごみ処理手数料です。

寸法 縦 74ミリメートル 横 148ミリメートル

注 外縁部分は、黄色とする。

(2) 燃やせないごみ用



★ごみ処理手数料シール(家庭用)

燃やせないごみ用 **80円**

Non-Burnable Garbage

このシールは燃やせないごみのみから指定ごみ袋に入らないものを廃棄する際に貼ってください。

●粗大ごみには使えません。
●袋や紙ボール紙に入れたごみにこのシールを貼って出すことはできません。

このシールを貼脱し、再発行はいたしません。

旭川市

この料金は、旭川市ごみ処理の経費を確保するために必要なごみ処理手数料です。

寸法 縦 74ミリメートル 横 148ミリメートル

注 外縁部分は、緑色とする。

様式第10号の11

(1) 特定家庭用機器以外の粗大ごみ用

<p>★粗大ごみ処理手数料シール</p> <p>粗大ごみの見やすいところに貼ってください。</p> <p>粗大ごみを出すときは、事前に申込みが必要です。 粗大ごみ受付専用</p> <p>円</p> <p>このシールは、旭川の粗大ごみの処理及び運搬に関する手数料に相当する粗大ごみ処理手数料です。</p> <p>円</p> <p>このシールの私戻し、再発行はいたしません。</p> <p>旭川市</p>

寸法 縦 74ミリメートル 横 148ミリメートル

- 注1 300円券又は650円券とする。
2 外縁部分は、橙色とする。

(2) 特定家庭用機器の粗大ごみ用

<p>粗大ごみ処理手数料シール</p> <p>粗大ごみの見やすいところに貼ってください。</p> <p>このシールの私戻し、再発行はいたしません。</p> <p>手数料額 2,800円</p> <p>旭川市</p>

寸法 縦 80ミリメートル 横 80ミリメートル

- 注 1 外縁部分は、赤色とする。
2 「旭川市」は、白抜きとする。

様式第11号

し尿処理手数料後納許可申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、し尿処理手数料の後納許可を受けたいので申請します。

納付書郵送先	(〒 —)												連絡先	担当	
	-----													電話	— (内線)
申請理由															
期 間	年 月 日から						年 月 日まで								
し尿収集場所															
し尿収集予定 月及び回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計		
														回	
1回のし尿収集 集予定量	約 リットル				後納申請額				1回の収集につき約 円						

(見取図)
様式第12号

し尿処理手数料後納許可証

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあったし尿処理手数料の後納については、これを許可します。

1 し尿収集場所
申請書のとおり

2 し尿収集期間
年 月 日から 年 月 日まで

3 許可の条件
申請書の記載事項に変更があるときは事前に届け出ること。

様式第14号

ごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあったごみ埋立・焼却処分手数料の後納については、これを許可します。

許可事項

業 種				
ごみの種類				
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
搬入車両	車 種	車両ナンバー	車両重量 (kg)	後納登録コード

ごみ埋立・焼却処分手数料後納変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号で許可を受けたごみ埋立・焼却処分手数料後納許可について、許可証の記載事項に変更があったので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 事 項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		

様式第15号

し尿処理手数料・ごみ埋立処分手数料減免申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所
申請者 氏名

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、し尿処理手数料 ごみ埋立処分手数料の減免を受けたいので申請します。

減免申請理由	<input type="checkbox"/> 天災 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他	事由	連絡先	担当	— (内線)
				電話番号	
し尿処理手数料の場合	し尿収集場所	旭川市			
	収集希望月				
	1回の収集 予定量	約	リットル	減免申請額	約 円
ごみ埋立処分手数料の場合	ごみ排出源				
	搬入ごみ重量	約	キログラム	減免申請額	約 円
	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	搬入車両	1 <input type="checkbox"/> 自己車両 (ア) (ウ)		2 <input type="checkbox"/> 委託車両…業者名 (イ) (エ)	
*欄は記入し ないでくだ さい。	車種	車両ナンバー	車両重量(kg)	*減免登録コード	

様式第15号の2

ごみ処理手数料減免申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、ごみ処理手数料（□燃やせるごみ・燃やせないごみ □粗大ごみ）の減免を受けたいので申請します。

減免申請理由		<input type="checkbox"/> 生活扶助受給世帯 <input type="checkbox"/> 乳幼児世帯 <input type="checkbox"/> 紙おむつ購入助成（給付）世帯 <input type="checkbox"/> 天災 事由 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他		連絡先	担当		
				電話番号	— (内線)		
燃やせるごみ・燃やせないごみの場合	減免申請理由が生活扶助受給世帯の場合	世帯員の人数					人
		指定ごみ袋の交付申請枚数	燃やせるごみ用 (10リットル用)				枚
			燃やせないごみ用 (10リットル用)				枚
	減免申請理由が乳幼児世帯及び紙おむつ購入助成（給付）世帯の場合	紙おむつ使用者の氏名及び生年月日	氏 名		生 年 月 日		
					年 月 日		
					年 月 日		
指定ごみ袋（燃やせるごみ用）の交付申請枚数		10リットル用				枚	
	30リットル用				枚		
粗大ごみの場合	粗大ごみ収集場所	旭川市					
	収集個数	300円	個	合計	個	減免申請額	
		650円	個				
2,800円		個	円				

様式第16号

し尿処理手数料減免許可証

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあったし尿処理手数料の減免については、これを許可します。

1 し尿収集場所

申請書のとおり

2 し尿収集期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 許可の条件

申請書の記載事項に変更があるときは事前に届け出ること。

様式第17号

ごみ埋立処分手数料減免許可証

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあったごみ埋立処分手数料の減免については、これを許可します。

許可事項

業 種				
減 免 区 分				
ごみの種類				
搬 入 者				
搬 入 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
搬 入 車 両	車 種	車 両 ナ ン バ ー	車両重量(kg)	減免登録コード

様式第17号の2

粗大ごみ処理手数料減免許可証

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

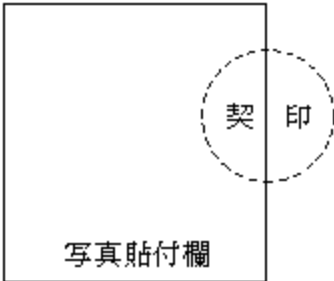
年 月 日付けで申請のあった粗大ごみ処理手数料の減免については、これを許可します。

許可事項

減 免 区 分						
粗大ごみ収集場所	旭川市					
収 集 予 定 日	年 月 日					
収 集 個 数	300円	個	合 計	個	減免 金額	円
	650円	個				
	2,800円	個				

様式第18号

(表)

清 掃 指 導 員 証		第 号
 写真貼付欄	所 属	
	氏 名	
	(年 月 日生)	
<p>上記の者は、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第17条第1項に規定する清掃指導員であることを証する。</p>		
年 月 日交付		
	旭川市長	印

(裏)

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第17条の3 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入らせ、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（清掃指導員の設置）

第17条 市長は、条例第17条の3第1項の立入検査並びに廃棄物の処理及び清掃に関する指導の職務を行わせるため、市職員のうちから清掃指導員を任命する。

2 略